

平成20年4月から 特定健診・特定保健指導がはじまりました

特定健診を受けるには受診券と保険証、自己負担額として1000円が必要です。健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された方は、保健師等による特定保健指導を受けることになります。



ご利用の流れ

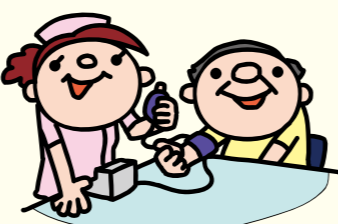
① 受診券の送付

国保加入者のうち平成20年度に40歳以上74歳となる方であって、平成19年度末に国保に加入している方に受診券を5月下旬から6月上旬に送付いたします。(三好市総合健診で5～6月初旬の特定健診を申し込まれた人に対しては受診券の発送が遅れる場合がありますので、当日受付で交付する予定です)

② 特定健診の申し込み

受診可能な医療機関リストは受診券と一緒に送付しますので、希望する医療機関に連絡し受診してください。三好市総合健診(集団)で受診する場合は4月号の広報と一緒に配りした黄色の申込書に記入し、申込期間内に保健センターまたは各総合支所市民課に郵送等でご提出ください。

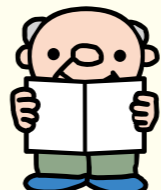
③ 特定健診の受診



受診当日は「国保の保険証」「特定健診の受診券」「自己負担額1,000円」を持参してください。

④ 結果の送付

後日、健診結果が送られてきます。健診結果により、支援は3段階に分かれます。メタボによる生活習慣病のリスクが高いと判定された方には、「特定保健指導利用券」と保健指導の日時・場所についての案内を送付します。

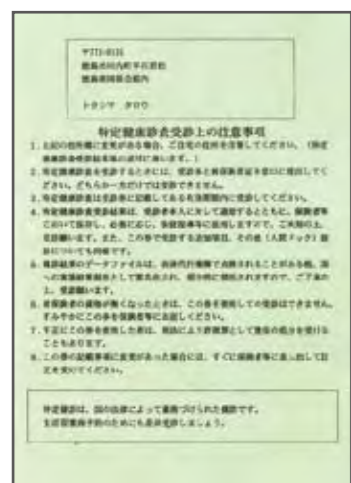


特定健康診査の項目

- ① 質問票……服薬歴、喫煙歴 など
- ② 身体計測……身長、体重、BMI、腹囲
- ③ 理学的検査……身体診察
- ④ 血圧測定
- ⑤ 血液検査……下記の5項目
 - 脂質検査 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
 - 肝機能検査 AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)
 - 血糖検査 血糖、ヘモグロビンA1c
 - 血清クレアチニン
 - 血清尿酸
- ⑥ 尿検査……尿糖、尿蛋白
- ⑦ 詳細な健診……心電図検査、眼底検査、貧血検査 (医師が必要とした人のみ)

受診券を確認しましょう

表面



裏面



受診券が届いたら内容をよく確認して、裏面の住所を記入します。受診日まで大切に保管しましょう。もし記載事項に間違いや変更があった時や、紛失や破損等により再交付を希望する場合は、すぐに国保担当課に届け出てください。

特定健診の対象外となる方

1. 妊産婦
2. 刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
3. 国内に住所を有しない者
4. 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
5. 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している者
6. 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

⑤ 特定保健指導を受ける

積極的支援

メタボの生活習慣病のリスクが重なっている方が対象

保健師等との個別面接など3か月以上継続的な健康づくりの支援を受けます。



動機づけ支援

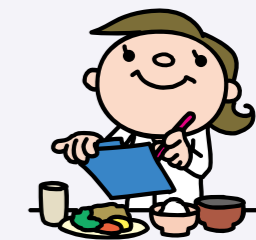
メタボによる生活習慣病のリスクが出現し始めている方が対象

はじめに保健師等から個別の指導を受けて、メタボの改善に取り組めます。



情報提供

メタボのリスクなしと判定された方には生活習慣病の予防に関する情報提供が行われます。



平成20年度からの国民健康保険税について

① 国民健康保険税の算定方法が変わります

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の開始に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が平成20年度より変わります。これまで国民健康保険税は医療分と介護分（40歳から64歳までの方）とを合わせて課税しておりましたが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金（右ページをご参照ください）」を合算して課税することとなります。



平成19年度	医療分（加入者全員）	介護分（40歳～64歳）
	所得割 12.5%	所得割 1.6%
	資産割 20.0%	資産割 10.0%
	均等割 24,500円	均等割 5,500円
	平等割 17,600円	平等割 3,000円

平成20年度	医療分（0歳～74歳）	支援分（0歳～74歳）	介護分（40歳～64歳）
	所得割 9.5%	所得割 3.0%	所得割 1.6%
	資産割 15.0%	資産割 5.0%	資産割 10.0%
	均等割 19,000円	均等割 5,500円	均等割 5,500円
	平等割 13,600円	平等割 4,000円	平等割 3,000円

平成20年度の税率の合計（医療分+支援分+介護分）と、平成19年度の税率の合計（医療分+介護分）は同じです。

② 国民健康保険税の特別徴収が始まります

国民健康保険税の納付方法は、納付書または口座振替いずれかの方法で納付していましたが、平成20年度より下記に該当する年金受給者は原則として、年金天引きとなる「特別徴収」という納付方法に変わります。

特別徴収の例

（税額が96,000円で、平成20年4月1日に年金受給権がある方の場合です）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4月			特別徴収 16,000円
5月			
6月	普通徴収（第1期） 12,000円		特別徴収 16,000円
7月	普通徴収（第2期） 12,000円	普通徴収（第1期） 16,000円	
8月	普通徴収（第3期） 12,000円	普通徴収（第2期） 16,000円	特別徴収 16,000円
9月	普通徴収（第4期） 12,000円	普通徴収（第3期） 16,000円	
10月	普通徴収（第5期） 12,000円	特別徴収 16,000円	特別徴収 16,000円
11月	普通徴収（第6期） 12,000円		
12月	普通徴収（第7期） 12,000円	特別徴収 16,000円	特別徴収 16,000円
1月	普通徴収（第8期） 12,000円		
2月		特別徴収 16,000円	特別徴収 16,000円
3月			

■ 特別徴収の対象となる方

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）の方で次のアイをともに満たす方が対象となります。

- ア 年額18万円以上の年金を受給していること
- イ 国民健康保険税と介護保険料との合算額が年金額の1/2を超えていないこと

平成20年度は10月から特別徴収が始まります

■ 特別徴収・普通徴収の判定例

特別徴収となる例

- A. 世帯主72歳（国保）、妻68歳（国保）
- B. 世帯主72歳（国保）、妻68歳（国保）、子40歳（社保）

普通徴収となる例

- A. 世帯主72歳（国保）、妻63歳（国保）
- B. 世帯主78歳（長寿医療・擬制世帯主）、妻68歳（国保）
- C. 世帯主72歳（社保・擬制世帯主）、妻68歳（国保）
- D. 世帯主72歳（国保）、妻68歳（国保）、子40歳（国保）

③ 国民健康保険税の普通徴収の納期が変わります

国民健康保険税の特別徴収が始まることにともない、特別徴収の1/2判定（左頁②-イ）を行うために普通徴収の納期が以下のように変わります。

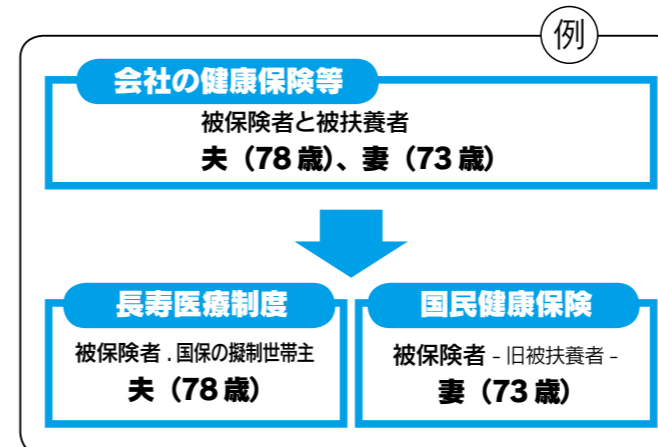
納期	従来	平成20年度より
第1期	6月1日～30日	7月1日～31日
第2期	7月1日～31日	8月1日～31日
第3期	8月1日～31日	9月1日～30日
第4期	9月1日～30日	10月1日～31日
第5期	10月1日～31日	11月1日～30日
第6期	11月1日～30日	12月1日～25日
第7期	12月1日～25日	1月1日～31日
第8期	1月1日～31日	2月1日～28日※

※うるう年の場合は同月29日

④ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設にともなう国民健康保険税における減免について

■ 被扶養者であった方の保険税の減免について

75歳以上の方が被用者保険から「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」に移行し、その被扶養者（旧被扶養者、65～74歳）が国民健康保険に加入する場合、新たに国民健康保険税を負担することとなるため、申請により2年間、国民健康保険税（下記内容）が減免となります。



減免の内容

- 旧被扶養者に係る所得割・資産割 賦課しない
- 旧被扶養者に係る均等割額 半額（7割・5割軽減に該当する場合を除く。）
- 旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割額 半額（7割・5割軽減に該当する場合を除く）

後期高齢者支援金とは…

後期高齢者医療にかかる費用のうち、被保険者が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費から約5割、被保険者から保険料として納めていただく分として1割、残りの約4割を現役世代（0～74歳）から後期高齢者支援金として各保険者が負担します。この約4割を「後期高齢者支援金」として、新たに保険税として算定することとなりました。この支援金は国民健康保険加入者だけでなく、社会保険などの健保組合加入者においてもご負担いただくこととなります。



⑤ 公的年金等特別控除が廃止となりました

平成16年度税制改正において公的年金等特別控除の見直しにより、国民健康保険税が増加する被保険者について、急激な負担を緩和し、段階的に本来負担すべき国民健康保険税に移行できるよう、平成18年度から導入されていた経過措置が廃止となりました。（下表）

公的年金等特別控除

年度	特別控除額
平成18年度	13万円
平成19年度	7万円
平成20年度	0円

⑥ 2割軽減の申請書が廃止となりました

2割軽減に該当する方には、申請書を提出していただいていたのですが、平成20年度からは申請書の提出が不要となりました。（7割軽減・5割軽減と同様に職権適用になりました）



お問い合わせ先

三好市税務課
国民健康保険税係
（電話 72-7615）

狂犬病予防注射と 犬の登録について

生後 91 日以上の犬を飼われた方は、狂犬病予防法により取得した日から 30 日以内に登録をしなければなりません。また狂犬病の予防注射を毎年 4 月から 6 月の間に 1 回受けさせなければなりません。

三好市では公民館や集会所等を会場に、毎年春に犬登録と狂犬病予防注射を行っています。(動物病院でも登録や注射ができます) 最寄の場所で登録と予防注射(各 3000 円)を受けさせましょう。

お問い合わせ先

三好市役所環境課 ☎ 72-3436
三好保健所 ☎ 72-1122

※ 狂犬病予防注射の日程や場所等についてご不明な点は、三好市役所環境課(☎ 72-3436)にお問い合わせください。

狂犬病予防注射日程表 5 月分

5 月 19 日 (月)

【井川地区】

西井川黎明分館駐車場	9:00 ~ 9:10
消防団第 4 分団詰所前	9:25 ~ 9:35
長尾平田様宅付近	9:40 ~ 9:45
出ノ上公会堂付近	9:55 ~ 10:00
JR 佃駅前	10:10 ~ 10:15
中村東山下様宅付近	10:20 ~ 10:25
辻駅西側駐車場	10:30 ~ 10:35
井川総合支所前	10:40 ~ 10:50
井関母子健康センター	10:55 ~ 11:00
みのだ大橋南詰	11:05 ~ 11:10
旭町発電所前	11:15 ~ 11:20
流堂大正橋付近	12:35 ~ 12:40
下吹製茶工場前	12:45 ~ 12:50
消防団第 5 分団詰所前	12:55 ~ 13:00
杉ノ木神谷バス停付近	13:05 ~ 13:10
井内連絡所	13:15 ~ 13:20
井内坊腕山バス停付近	13:25 ~ 13:30
馬場バス停付近	13:35 ~ 13:40
井内浄水場(平)前	13:45 ~ 13:50
桜公民館	14:00 ~ 14:05
下知行平岡様宅付近	14:15 ~ 14:20
色原色原様宅付近	14:30 頃
色原大西様宅付近	14:35 頃
上西ノ浦藤田様宅付近	14:45 頃
旧野住分校前	14:55 ~ 15:00
下久保近藤様宅付近	15:25 ~ 15:30
大久保阿佐様宅付近	15:35 ~ 15:40

5 月 22 日 (木)

【池田地区】

佐野公民館	10:30 ~ 10:45
旧境ノ宮停留所付近	10:55 ~ 11:00
馬路集会所	11:05 ~ 11:10
一藤停留所付近	11:15 ~ 11:20
池田福助前(馬路)	11:30 ~ 11:35
井ノ久保活性化センター	11:45 ~ 11:50
あめご亭付近	13:00 ~ 13:05
三好橋停留所前	13:15 ~ 13:20
三縄駅前	13:30 ~ 13:35

三縄公民館前	13:45 ~ 13:50
漆川橋停留所付近	14:00 ~ 14:05

【山城地区】

山城総合支所前	9:30 ~ 9:50
下川コミセン付近	10:00 ~ 10:15
柴川平和橋付近	10:30 ~ 10:45
信正川茂 NTT 交換所付近	10:50 ~ 11:10
大月集会所付近	11:15 ~ 11:30
三名農村環境改善センター	13:00 ~ 13:15
赤野三名連絡所前	13:20 ~ 13:30
上名保育所付近	13:40 ~ 13:50
西宇サンリバー付近	14:00 ~ 14:10
光兼山口建工前	14:20 ~ 14:30
国政国道ほげ地藏上口	14:50 ~ 14:55
山城総合支所	15:00 ~ 15:10

5 月 23 日 (金)

【池田地区】

梅ノ谷多目的集会所	10:30 ~ 10:55
中津川入口付近	10:50 ~ 10:55
漆川八幡神社前	11:05 ~ 11:10
上尾後藤村様宅付近	11:40 ~ 11:45
旧出合農協前	13:00 ~ 13:05
大申会館付近	13:30 ~ 13:35
西谷観音堂前	13:50 ~ 13:55
川崎小学校前	14:00 ~ 14:05
川崎橋停留所付近	14:15 ~ 14:20
大利停留所付近	14:30 ~ 14:35

5 月 24 日 (土)

【池田地区】

中央公民館池南分館前	9:30 ~ 9:35
池南社協前	9:40 ~ 9:45
丸山神社付近	9:55 ~ 10:10
池田簡易裁判所付近	10:30 ~ 10:35
三好保健所	11:05 ~ 11:10
阿波踊酒造付近	11:20 ~ 11:30
池田保健センター前	11:40 ~ 11:45
板野停留所付近	13:00 ~ 13:05
白地公民館	13:20 ~ 13:25

北名馬谷橋付近	13:40 ~ 13:45
敷ノ上入口付近	13:50 ~ 13:55
供養地集会所付近	14:00 ~ 14:05
池田公民館東部分館前	14:15 ~ 14:20
坂部自動車工場付近	14:30 ~ 14:35
中央公民館駐車場	14:50 ~ 15:00
三好市役所前駐車場	15:25 ~ 15:30
三縄駅前	15:55 ~ 16:00
箸蔵駅前	16:25 ~ 16:30

5 月 26 日 (月)

【三野地区】

太刀野 原集会所	9:00 ~ 9:10
太刀野 田口石油店東側	9:20 ~ 9:30
花園団地 東側駐車場	9:40 ~ 9:50
芝生 栄町駐車場	10:00 ~ 10:10
芝生 三野老人福祉センター	10:15 ~ 10:30
勢力 久保緑様宅付近	10:40 ~ 10:50
加茂野宮集会所前	11:00 ~ 11:10
清水集会所前	11:20 ~ 11:30
清水上野 喜田延正様宅付近	11:40 ~ 12:00
勢力上野 稚蚕飼育所前	13:00 ~ 13:10
花園上花園集会所前	13:20 ~ 13:30
川又 辺見武男様宅付近	13:50 ~ 14:00
中屋集会所前	14:20 ~ 14:30

【池田地区】

野呂内構造改善センター	9:15 ~ 9:20
下野呂内小学校前	9:40 ~ 9:55
箸蔵駅前	10:35 ~ 10:40
西部近藤四八様宅付近	10:55 ~ 11:00
新芳社入口付近	11:05 ~ 11:10
箸蔵農協前	11:20 ~ 11:30
中津停留所付近	11:40 ~ 11:45
西山小学校前	13:20 ~ 13:25
洞草郷司元一様宅付近	13:45 ~ 13:50
馬場西プール付近	14:15 ~ 14:20
市役所庁舎前駐車場	18:30 ~ 19:30

5 月 28 日 (水)

【東祖谷地区】

名頃(旧)保育所前	10:30 ~ 10:40
菅生 泉商店前	11:00 ~ 11:10
久保 前田商店横	11:20 ~ 11:30
落合 そば道場前	11:40 ~ 11:50
下瀬 喜多理容店横	13:10 ~ 13:20
京上 東祖谷総合支所前	13:30 ~ 13:40
新居屋 柝の瀬橋横	13:50 ~ 14:00
和田 酒巻定様宅横	14:10 ~ 14:20
小島 小島橋横	14:25 ~ 14:35

5 月 29 日 (木)

【西祖谷地区】 A コース

宮ノ谷から高平様宅下までの道路上	10:10 ~ 10:30 ★
大歩危橋詰から平家屋敷までの道路上	10:45 ~ 11:00 ★
後山 お堂前バス停から峠までの道路上	11:10 ~ 11:30 ★
榎バス停	13:20
榎バス停から南山バス停までの道路上	13:30 ~ 13:50 ★
鳴石様宅前から谷間橋	13:50 ~ 14:00 ★
有瀬上地区・下地区	14:00 ~ 14:30

【西祖谷地区】 B コース

小祖谷 萩原邦夫様宅・松久保俊雄様宅・源利市様宅	10:30 ~ 11:00 ★
西祖谷総合支所前	13:20
善徳 やすらぎの大地	13:40
射場商店から西岡シゲ子様宅下三叉路	13:50
善徳 旧太陽桜工場前から出口商店前	14:00 ~ 14:20 ★
までの道路上	14:40 ~ 15:00
イベント広場から中尾・井本様宅まで	14:40 ~ 15:00
藤本建設から石川栄様宅前	15:10 ~ 15:20
冥地 栗本重行様宅上	15:30

★印は道沿いでお待ちください。

取り組もうごみダイエツト はじまります 電気式生ごみ処理機の購入助成制度

家庭から出る生ごみの減量化と、たい肥としての資源化を推進するため、生ごみ処理機器を購入される方に対し、補助金を交付します。

平成 20 年度は、従来のコンポスト・EM 容器に加えて、新たに電気式生ごみ処理機の購入助成を実施します。あなたのご家庭で、燃やすごみの約 1 割を占める生ごみの減量と有効利用に取り組んでみませんか。

電気式生ごみ処理機のメリット

- ・生ごみをその日のうちに処理できるので、台所が清潔で衛生的
 - ・重たい生ごみの量が減ることで燃やすごみを減量でき、ごみ出しがラク
 - ・カラスや猫に荒らされなくなり悪臭もなくなることで、ごみ集積所がキレイ
 - ・減量した処理物は家庭菜園や花壇でたい肥として再利用できます。
- これまで捨ててしまっていた生ごみが「資源」に生まれ変わります。

電気式生ごみ処理機の種類

◆バイオ式

微生物の働きによって生ごみを分解する方式。
バイオ材の補充・交換が不要な機種もあります。
主にベランダや軒下の屋外に設置。
維持費用は電気代+チップ代(定期交換が必要)



バイオ式

◆乾燥式

高温の温風で生ごみを乾燥処理する方式。
主に屋内に設置できる。
維持費用は電気代。



乾燥式

処理した生ごみは、土と混ぜて熟成させることでたい肥として利用できます。
詳しくは購入前に販売店等で確認して、あなたの使用条件にあった機種やサイズを選んでください。

購入助成制度のご案内

- ・補助金額 購入金額(消費税含む)の 2 分の 1 以内で、20,000 円が限度。(100 円未満は切り捨てとし、設置工事費用や別売品は含みません)
- ・対象 次の要件をすべて満たす人
 - 1 市内に住所を有し、かつ、居住している個人(世帯主)
 - 2 たい肥化された生ごみを自己の責任で適正処理できること
 - 3 設置場所を有し、良好な状態で維持管理ができること
 - 4 市内の販売店で購入すること
- ・補助台数 1 世帯につき 1 台
(ただし、過去 5 年間に補助を受けられた方は対象外です。)
- ・申し込み方法 環境課と各総合支所で申請を受け付けます。6 月 2 日より受付開始します。(但し、予算に達した時点で受付を終了いたします。)申請書を提出し交付が決定してからの補助となります。申請書を出さずに購入された場合は、補助金は交付されません。

生ごみ処理容器の購入助成制度のご案内

次のタイプの処理容器については、現在申請を受け付け中です。

◆コンポスト容器

容器に生ごみを入れ、土をかき混ぜて、たい肥を作る容器。
土中の微生物を利用して発酵・分解し、たい肥化します。
購入価格の 1/2 以内で上限 3,000 円が補助されます。



◆EM 容器

容器に生ごみを入れ、EM ぼかしをかけて発酵させ、たい肥を作る容器。
発酵促進剤(EM 菌)を使用して密閉状態で発酵処理します。
購入価格の 1/2 以内で上限 1,000 円が補助されます。



お問い合わせ先
三好市環境課(電話 72-3436)